



題字揮毫・故 瀬島龍三氏

第 12 号

財団法人 大東亜戦争全戦没者
慰霊団体協議会

〒105-0014 港区芝2-5-19
TAビル4階

電話 03 (5730) 0421
FAX 03 (5730) 0422

<http://homepage2.nifty.com/ireikyou>

振替口座 00140-6-334930

編集人 飯田正能
発行人 柚木文夫
印刷所 ヨシダ印刷株式会社

目次

年頭のご挨拶	2
謹賀新年	1
戦没者の慰霊顕彰事業は 公益目的事業ではないのか?	3
千鳥ヶ淵戦没者墓苑平成20年度秋季慰霊祭 遺烈	8
特攻殉国の碑保存会会長益田善雄氏の 御逝去を悼む	9
図書紹介・三笠宮崇仁親王殿下御著 「わが歴史研究の七十年」	14
事務局からの報告	16
新入会員等紹介	16

年頭のご挨拶



山本卓眞会長

会員の皆様、よい正月をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は本会の行事、運営にご参加、ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

名誉総裁三笠宮崇仁親王殿下には、昨年七月の合同慰霊祭にはご臨席を仰ぐことができず、会員の皆様にもご心配頂きましたが、三笠宮付宮務官によれば、その後ご体調も回復され、公務にも徐々に復帰されておられるとのことですので、皆様にお知らせいたします。

昨年も全ビルマ会会長三沢鍊一殿、(財)海原会会長櫻井房一殿、特攻殉国の碑保存会会長益田善雄殿、予科練雄飛会会長住友勝一殿を始め多くの会員の方々が逝去されました。人の世の定めとは言え、戦争の生き残り世代の減少は淋しく残念でもあり、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

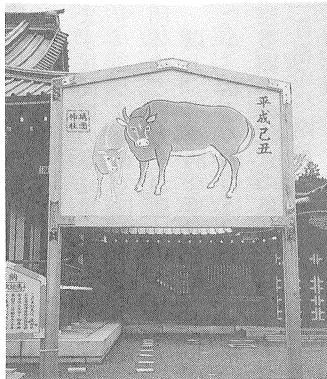
更に団体会員にも異動があり、熊本第225聯隊戦友会(正会員)、全国甲飛会(正会員)、全国近歩一会(特別会員)が解散となりました。なお、熊本第225聯隊戦友会及び全国近歩一会からは、解散に際し、当協議会に多額のご芳志を頂戴いたしました。厚く御礼申し上げます。

戦後の年月の経過と共に戦争体験者が減少し、戦友会の維持も困難となるのは避けられないことではあります。それと共に国民の戦争記憶も薄れて、戦没者慰霊顕彰の気持ちも風化するの

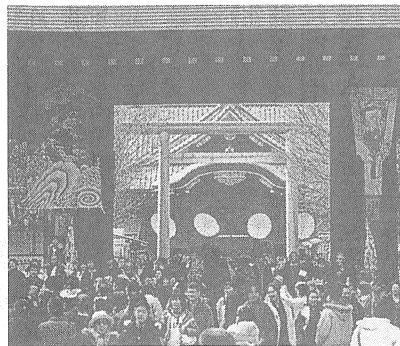
ではないかと心配します。その意味で、当協議会は、慰霊団体と心を合わせ、力を尽くして戦没者慰霊事業の健全な永続を図らなければならない大事な時を迎えています。

一方、神奈川県偕行会、東京都郷友会、埼玉偕行会、群馬偕行会、全国海洋戦没者伊良湖岬慰霊碑奉賛会、近畿偕行会の六団体が正会員として加入されました。元自衛官など比較的若い後継者のおられる団体ですので、戦没者慰霊事業の永続化のための良き活動を期待いたします。

当協議会は長らく森社長のご好意により、港区虎ノ門の森ビルに事務所を置いていましたが、昨年4月、(財)特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会及び(財)太平洋戦争戦没者慰霊協会と共に、同じ港区の芝に事務所を移転いたしました。三団体共同の狭い事務所でありませんが、各団体互いに協力して、無駄を



靖國神社奉納大絵馬



新年の靖國神社頭

省き効率を上げるべく努力する所存であります。

昨年十二月、新公益法人制度移行に関する法令等が施行されました。当協議会も新公益財団法人の認定を受けるべく申請準備中ですが、基本姿勢として、「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」が新制度下の公益目的事業として明確に法令化されることを、関係方面に強く要望しております。この要望は、前記三団体に加え、(財)千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会及び(財)日本遺族会との五団体連名で行っております。言うまでもなく、戦没者の慰霊顕彰は万国共通の常識であり、国家安全保障の精神的基礎でもあります。現に靖國神社の春秋の例祭には勅使が拝礼され、

千鳥ヶ淵戦没者墓苑には皇族をお迎えしております。慰霊顕彰事業が法令上無視されることのないよう、引き続き最大の努力を続ける所存であります。

本年も、靖國神社での大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭を、例年通り七月に行います。また、前記の「戦没者慰霊顕彰の法令化要望」を継続すると共に新公益法人移行申請のための準備を進め、条件を整えば、早期に新公益法人の認可取得を期したいと思います。

解散を余儀なくされた戦没者慰霊諸団体については、当協議会の記録に永く名を留めますが、永続すべき資料の保存、各団体固有の慰霊事業継承の工夫など、共に協議して前向きな結論を得たいと思います。先の就任時挨拶に

も記しましたが、諸団体の建設的なご意見、ご希望を伺いたく、重ねてお願いいたします。

現在、遺骨収集は、厚生労働省の委託を受けて慰霊諸団体により行われ、当協議会においても派遣のための支援協力を行っておりますが、高齢化に伴う諸団体の解散が始まっている現状からも、何らかの集約方向を協議すべきときを迎えているように思います。

海外にある戦没者慰霊碑の良好な管理と、その慰霊への協力も当協議会の事業の一つであります。特に民間建の慰霊碑については、建立者の方々の意思、事業費負担力、当協議会の能力などを勘案し、今後の方向を模索、協議すべき段階となりました。もちろん、

厚生労働省との意思疎通も大切なことですが、民間建の慰霊碑については、まず民間側の意見集約が先決と考えますが、これは単純ではありませんが、諸団体のご協力をお願いいたします。

以上、事務的な事項を多く記しましたが、私達の願いは、全国民の戦没者慰霊顕彰の誠意の象徴として、まずは「首相の靖國神社参拝」を定着させることでもあります。各慰霊団体と共に世論を動かすべく、ご協力をお願いして新年のご挨拶といたします。

平成二十一年元旦

財団法人大東亜戦争全戦没者

慰霊団体協議会

会長 山本 卓眞

謹 賀 新 年

財団法人 偕行社

会長 山本卓眞
副会長 斎須重一
同 塩田章
同 志摩篤
理事 福田一
事務局長 菊地勝夫

財団法人 水交会

会長 林崎千明
副会長 福地建夫
同 杉本光
同 夏川和也
同 藤田幸生
専務理事 池田正男
事務局長 池田正男

航空自衛隊退職者団体 新生つばさ会

会長 杉山蕃
副会長 村木鴻二
同 後藤龍一
同 八藤後剛輔
同 津曲義光
同 杉山弘

財団法人 大東亜戦争全戦没者

慰霊団体協議会

名誉総裁 三笠宮崇仁親王殿下
会長 山本卓眞
副会長 岩下邦雄
同 斎須重一
理事長 柚木文夫

戦没者の慰霊顕彰事業は公益目的事業ではないのか？

—新公益法人移行に伴う公益目的事業に、戦没者の慰霊顕彰事業を明記するよう、内閣官房長官宛要望書を提出—

そもそも、国の大事、国家存亡の危機たる戦争において、尊い生命を捧げた戦没者に対する慰霊顕彰事業は、国の事業として行う義務があるものである。このことは国際社会に共通の認識である。しかるに我が国においては、戦後この事業に対して国は極めて消極的であり、多くの国民や政党もこれを冷淡視してきた。ために戦没者慰霊にかかわる事業・活動は、我々民間の戦没者慰霊諸団体に委ねられてきた。周知のとおり、平成18年6月に、いわゆる公益法人改革三法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」―「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」―「認定法と略称」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」―整備法と略称）が成立、公布、平成20年12月1日から施行

されることとなり、関連する政令、府省令等も制定されて、同日から新公益法人の認可申請の受付が始まることとなったが、これらの関連諸法令を見る限り、新公益事業体系の中に「戦没者慰霊事業」については何らの規定もなく、認定法別表（第二条関係）第二十三号の「前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの」とある政令による定めもない。それどころか、主務官庁である内閣府・公益認定等委員会事務局の担当官の口頭説明によると、戦没者事業は、認定法別表第三号の「障害者若しくは生活困難者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」の範疇で考えられるとの見解が示された。そもそも国家、民族護持のため、身を擲って散華した英霊の慰霊顕彰事業は、国家の責務として、その姿勢を内外に示すとともに、国民の戦没者に対する意識を啓発すべき義務があるにも拘わらず、一般障害者や生活困難者、災害若しくは犯罪被害者扱いされることは、英霊及びその遺族を冒瀆するに等しく、甚だしい誤認、歴史観の欠如、国家意識の喪失と言わなければならない。

そこで、戦没者慰霊五団体相図り、次のような要望書を内閣官房長官宛に提出し、「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」が、新公益目的事業体系の一項として、法令等に明示されるよう強く要望することとしたものである。（平成20年11月20日飯田正能記）

（原文は横書き）
平成二十年十一月十九日
財団法人大東亜戦争全戦没者
慰霊団体協議会会長 山本卓眞
財団法人太平洋戦争戦没者
慰霊協会 理事長 岸田敏夫
財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑
奉仕会 会長 宮下創平
財団法人特攻隊戦没者慰霊
平和祈念協会 会長 山本卓眞
財団法人日本遺族会 会長 古賀 誠

内閣官房長官 河村 建夫 殿
戦没者慰霊諸団体の新公益法人
移行に関連する要望

国の大事である過去の戦争において、尊い生命を捧げられた戦没者に対する慰霊顕彰は、国家としての重要な義務と考えます。
しかるに戦後、わが国においては、戦没者慰霊に専従する国の行政機関も組織もないままに、戦没者慰霊に関する事業・活動は、私ども民間の戦没者

慰霊諸団体に委ねられてきました。この度、新公益法人制度への移行にあたり根拠となる法律、政令、府省令等が制定されましたが、これらの関連諸法令を見る限り、戦没者慰霊事業について全く言及されていない状態を確認し、憂慮するものであります。
戦没者慰霊に関する国家としての姿勢を内外に示し、国民の戦没者慰霊に関する意識を啓発するためにも、「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」が新公益事業体系の一項として法令等に明示されるよう、別紙のとおり要望いたします。

（別紙）
一 要望の関連法令
「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第二条第四号別表
二 要望の趣旨
上記別表の第二十三号「前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの」に基づき、「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」を、公益に関する事業として、新たな政令に制定されることを要望いたします。

三 要望の理由

1 上記別表第一号ないし第二十二号には、公益目的事業として、目的区分に従い、二十二種類の事業項目を掲げていますが、その中に「戦没者の慰霊顕彰」に関わる語句は、全く見当たりません。

主務官庁である厚生労働省社会援護局の担当者からは、二十二項目は、それぞれに包括的表現になっているので、広義に解釈して、戦没者慰霊事業を包摂するものとして適宜の項目を選択しては如何かとの示唆を受けております。

しかしながら、戦没者慰霊事業の国家的、社会的重要性に思いをいたすとき、法律策定の段階において、「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」が考慮の外に置かれていた、この国の現状にこそ、警鐘を鳴らすべきと考える次第であります。

2 上記別表第二十三号が「前各号に掲げるもののほか、…政令に定めるもの」とあり、先の主務官庁、厚生労働省社会援護局の担当者を変えた勉強会等を通して、新たな政令制定時には「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」が公益目的事業の項目に加えられることを期待した時期がありました。

しかしながら、その後発布された政令(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令)において、法律第二条第四号別表第二十三号に関わる条項は、何ら定められることなく終わりました。

3 本年九月上旬、厚生労働省で行われた公益法人等認定委員会事務局による説明会において、慰霊関係団体が事前に提出した質問に答える形で、口頭説明ではありましたが、「戦没者慰霊事業は、別表第一ないし第二十二号のうちの第三号『障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業』の範疇で考える」との見解が示されました。

この見解は、国のため民族のために雄々しく戦場に散華された英霊及びその遺族の心情を思うとき、たとえ口頭説明とは言え、甚だしく戦没者を冒瀆するものと考えざるを得ません。

戦没者とその遺族の名誉のためにも、せめて別表第二十三号に基づく新たな政令の制定によって、「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」が、公益目的事業の新たな一項目に規定されることを、強く要望するものであります。

〔追記〕

本要望に関する連絡調整等担当は、次のとおりです。

◇ ◇ ◇ (以下省略)

なお、以上のことに関連して筆者は、問題の根底に「靖國神社問題」が介在しているのではないかと推察する。戦後の歪められた教育によって、日本人が如何に精神的な荒廃を来しているかの証左ではないか。戦争を憎み、戦禍を嫌悪するの余り、国のため、民族のため、家族や愛する者のため、自らの命を捧げて散華した英霊をも無謀な戦争の犠牲者、哀れな被害者、犬死、と見る考えに毒されているからではないか。国家意識の欠如した民族は、やがて滅びる。今こそ、日本民族の心を取り戻し、日本人の誇りを持たせよう、教育の再生を急がなければならない。そして、日本復活の道は、「靖國神社の復権から始まる」と主張される京都産業大学のイタリア人ヴルピッタ・ロ

マノ教授の以下の論考は、靖國神社問題を考える上で、外国人から見た貴重な警醒の論である。既に(財)特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会の会報「特攻」第77号に掲載されているが、再度後掲のとおり転載させていただいた。

◇ ◇ ◇ (飯田正能記)

〔追記〕平成20年11月20日、参議院内閣委員会における山谷えり子参議院議員の公益認定法人制度に関する質問に対する野田聖子国務大臣の答弁の要旨は次のとおりである。

○山谷えり子君 次に、公益認定法人制度について質問いたします。

平成十八年六月に法改正され来月から新しく施行されようとしている公益認定法人制度は、申請書が複雑過ぎて困難との声が多いです。この申請書類ですけれども、四十ページぐらいあつて、もう本当に細かいことをいろいろ書かなければならない。問い合わせも多いと思いますけれども、内閣府としてはどのようなサポート体制を現在取っておられますでしょうか。

○国務大臣(野田聖子君) 来月、十二月一日から全面施行されることになっております新たな公益法人制度は、民による公益の増進を目指すものでありまして、これまでの主務官庁の許可

制による裁量制度を改めて、公益認定の基準を明確に法定するとともに、公益性の認定を国、都道府県の民間の有識者により構成される合議制の機関、国においては公益認定等委員会というわけですけれども、客観的にかつ公正に判断していく方式に改められることになりました。

この制度の下で、今御指摘がございましたけれども、手続の内容につきまして、これまで法人関係者から質問等にきめ細かく対応するために、まず面接や専用電話による相談を行っております。そしてさらに、法人関係者を対象とした説明会を都道府県ごとにそれぞれ一回にわたり開催し、申請者のサポートを積極的に行わさせていただきます。

また、新制度の趣旨や申請手続を幅広く御理解いただくためには、パンフレットの作成をし配布をさせていただいておりますし、分かりやすく解説をいたしました申請の手引を作つて公表しています。また、ホームページを見ていただいても、よくある質問にお答えができるようになっていまして、精いっぱいサポート体制、制度の普及啓発に努めているところであります。

もう一点、別の角度から申し上げますと、電子申請をしていただきますと、

財務、会計の申請処理が自動計算される機能を持つているので、簡易な手続ができるということも可能になっておりまして、これもサポート体制の一つとして御推奨しています。

いずれにしても、これからは新公益法人制度の円滑な施行については積極的にサポートに努めてまいりたいと思います。

○山谷えり子君 特に慰霊団体に関することを質問したいと思います。

日本のため尊い命を捧げられた戦没者に対する慰霊はとても重要、大切なことだと思います。戦没者慰霊諸団体は国と協力して慰霊事業を遂行していただっており、誠に尊く感謝でいっぱいでございます。

そこで質問したいのですが、お手元に資料があると思います。公益社団法人及び公益財団法人の認定等にかかわる法律第二条第四号別表というものなんでしょうけれども、これには公益目的事業を二十二種類掲げておりますが、戦没者の慰霊顕彰というのは入っておりません。戦没者の慰霊顕彰はこの表のどの項目に分類されますでしょうか。

○国務大臣(野田聖子君) 先ほど答弁申し上げたとおり、そもそもこれは公益認定等委員会が、民間の団体がしつ

かり判断をされるといことが前提であります。

ただ、今先生がおっしゃった一から二十二というのは、これまでである、現在ある公益法人がすべて中に含まれるような形で作られているものですか、今ある公益法人というのは一から二十二のいずれかに必ずフィットするというか、含まれるように定めているところですか。

くどうですけれども、最終的には、この公益認定等委員会の判断になるわけですけれども、私としますと、御指摘の戦没者の慰霊顕彰事業につきましては、これまでの具体的な目的や内容にかんがみますと、十八号の「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に該当する可能性があるかと考えております。

○山谷えり子君 それに分類されるのではないかとということですが、国民の戦没者慰霊に対する思いを深め、意識を啓発するためにも、戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業が一項目として政令等に明示されるよう要望したいと思っております。

具体的には、この二十三号のところ、「前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの」ということで、政令で戦没者の慰

霊顕彰を目的とする事業というものを明示していくというのはいかがなものか、でございますでしょうか。

○国務大臣(野田聖子君) 繰り返して申し上げますけれども、一号から二十二号の中でしつかりと今ある公益事業については読み込めるように仕組みをつくっております、今のところは二十三号の政令ということについては考えておりません。

○山谷えり子君 今日のところはその答弁かと思えますけれども、是非前向きに戦没者の慰霊顕彰という本当に大切なことを一項目として明示するように考えていただきたいと思います。

戦没者の慰霊顕彰事業といった国家的、社会的に重要な活動への支援、国としてもしつかりと心を込めてやっていただきたいと思いますが、大臣のご所見、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(野田聖子君) まさに山谷先生がおっしゃるとおりでございます。

この新しい公益法人制度というのは、これまでの問題点、役所の裁量権に基づいて大変不透明であった、そういうことを片付けるとともに、やはり民間の非営利部門の活動を、今までもずうつと一生懸命取り組んでいただいたけれども、これからもより一層主体的に一

生懸命取り組んでいただけるとは、
 そういうことを目的としているところ
 であります。

実は、この判断をされる公益認定等
 委員会が四月十三日に審議の基本方針
 というのを出しておりまして、その中
 には、審議を甘くするというものでは
 なく、暖かくするというふうに書いて
 ありまして、まさにその方向で進めて
 まいりたいと思っております。

○山谷えり子君 尊い命をささげてく
 ださった先人たちのおかげで今日の我々
 の暮らしがあることを一日たりとも忘
 れることはできません。美しい愛と命
 の糸を次の世代につなげていくのが、
 生かされている私たちの使命だとい
 うふうに思っております。
 ありがとうございます。

日本人よ神聖なる遺産に 目醒めよ

ヴルピッタ・ロマノ
 (京都産業大学教授)



中央国民集会

で提言をするよう、日本会議から突然
 依頼を受け、正直びっくりした。私は
 著名な先生方と共にこのような荘厳な
 集会で発言するには資格がないと、当
 初、辞退することを考えた。しかし、
 靖國神社や終戦記念日に関する問題も
 考慮したうえで、「外国人の助言が良
 心的な日本人に喜ばれれば」と思い、
 敢えて引き受けることとした。実際、
 私の決心には、二つの動機があった。
 その一つは、靖國神社に対して感じる
 深い親近感であり、もう一つは「八月
 十五日」という世界歴史上の重要な節
 目に対する意識であった。

去年(注・平成10年)の夏、靖國神社
 で開催された「戦没者追悼
 中央国民集会」

の日本的な表現でもある。私が靖國神
 社に特別な親近感を抱くのは、実は私
 の父も先の大きい戦争で戦死してい
 るからである。この神社に参拝する時、
 私は日本の戦没者に対し敬意を表する
 とともに、我が父、そして祖国イタリ
 アのために命を捧げたすべての人々に
 思いを寄せるのである。

そしてこれは私の個人ばかりのこと
 ではない。心がある人間であれば、誰
 しも同じようなことを感じるであらう。
 実際数年前だったが、春か夏の祭りの
 時、靖國神社境内で偶然知り合いのイ
 タリア人に出会ったことがある。私は
 驚き「どうして貴方はここへ？」と尋
 ねた。すると彼は「私の父も戦死した
 ではないか」と答え、「だから、この
 神社は私の神社でもある」と言い切つ
 た。なるほど私は納得した。英霊が
 祀られている場所は、国籍や宗教に関
 わりなく、戦没した肉親、或いは自分
 の国の英霊に對し思いを寄せるところ
 である。これは特定の宗教の儀式では
 なく、人間のおのづからの、神ながら
 の、ごく自然な気持ちの現れである。

この気持ちこそ宗教感の根底であり、
 人類共通の感じでもある。したがって
 靖國神社は決して排他的な存在ではな
 く、むしろ国際理解のために重要な
 役割を果たせる存在であると、私は信

じている。

加えて「昭和二十年八月十五日」は
 世界史の節目である。ヨーロッパ大陸
 での戦争は五月に終結したが、第二次
 大戦自体がこの日に終わったのは事実
 である。イタリアでは四月二十五日が
 終戦日とされている。だが、当時、ヨー
 ロッパでの戦争終結にもかかわらず、
 未だ日本が徹底して戦い続けたことは、
 祖国の敗北を悼むイタリア人たちにとつ
 ても頼もしいことだったのである。当
 時、六歳の子供に過ぎなかつた私です
 ら深い感銘を受け、この素晴らしい国
 を同盟国にしたことに誇りを感じてい
 た。そして、遂に日本も降伏したとき、
 戦争の終結、動かせない事実としての
 敗北が、イタリア人たちにも実感され
 たのだった。

イタリアが昭和十八年九月八日に無
 条件降伏したことは日本人にも知られ
 ている。だが、その後も、何十万もの
 イタリア人は、祖国の名譽の回復のた
 め、戦闘を続けていたことはあまり知
 られていない。勝ち目のない戦争にこ
 れほど多くの人々が志願したことは歴
 史上他に例のない現象である。しかも、
 大半は十代の青年であり、中には少女
 もいたのである。また、戦闘を続けた
 人々には、極東に配備された何人かの
 軍人も含まれていた。彼らは日本軍と

ともに最後まで戦ったのである。したがって、厳密に言うると、たとえ少数ではあれイタリアの軍勢力も、八月十五日まで戦争を続けていたのだと言えるだろう。この観点からも、私は八月十五日を重く受け止めている。

このように靖國神社に深い近親感を抱く私であるが、実際は最近この神社に足を運ぶことは少なくなった。私の心情としては、この神社に関わる問題についてあまりにも悲しみ・怒りを感じ、お参りする気持ちが殺がれた、ということがある。もともと国民の結束を象徴していたはずのこの神社が、どうして国民の間の紛争の種になってしまったのか、私には理解できない。まさに、「国家無き国」と言われている戦後日本の破綻と矛盾を、この問題が象徴しているようである。歴史観の問題は、言うまでもなく、靖國神社の位置付けを左右はしている。しかし、実際に問題なのは歴史の解釈云々ではなく、より根本的なことである。たとえ先の大戦が日本にとつて間違つた戦争であつたとしても、また戦争の目的が何であれ、多くの国民が民族共同体のために、良心的に命を捧げた事実は動かせない。戦争の正否を問わず、すべての国で英霊は大事にされている。我が国イタリアでも、共産党系の市長が

いる都市でも戦没者の記念碑は丁寧に扱われ、市長は追悼儀式に出席する。英霊の追悼が尊重されていないのは、世界の中で日本だけである。今や明らかになつた戦後日本の破綻も、そこから始まつたのではないか。

明治時代の靖國神社の創建によつてこそ、近代国家としての日本の基礎が敷かれたと言つても過言ではない。日本人の民族としての起源を伊勢神宮に追求することができるなら、国家としての道徳上の根底は靖國神社にあると言えるからだ。長い間国家観念が明確に意識されることがなかつた日本では、藩主・主君に対して忠誠を尽くすことこそ武士の節操であつた。国に忠誠を尽くし、国民共同体のため身命を犠牲にすることが、すべての国民の義務であると認識されるようになったとき、日本は近代国家となつたのである。靖國神社は、国民が国のために自分の命すら犠牲にし、国家がその英霊を顕彰するといふ尊厳な公約の象徴そのものである。国家は靖國神社を見捨てることにより、その公約を破り、国家として道徳上の根底を失つてしまつたのだ。今の日本では、英霊が本当の意味で大事にされているとは言えない。英霊の顕彰とは、彼らの犠牲を悲しむことだけではない。彼らの行為を国民の誇り

とし、彼らの犠牲を後世に模範として伝えることである。そうすることによつて、英霊の犠牲は国民全体の神聖なる遺産となり、国民の道徳観も養成されるのである。

しかし、現在の日本国家は公約を破つて英霊を靖國神社で祀らないばかりか、彼らの犠牲の意味を後世に伝えてもない。そればかりか偏つた教育の結果、今の日本人の大半が英霊に思いを寄せなくなつてしまつた。しかも最近では、旧日本軍の兵士を戦犯視したり、あるいは、間違つた戦争に巻き込まれて犬死した「被害者」と位置付けようとしている。しかし、国のため没した彼らの死は、決して犬死などではない。彼らを犬死にさせようとしているのは、無数の青年が悔いることなく命を捧げた、その精神を忘れた今の人々である。さらに言えば、国民に犠牲を要求しながら、その犠牲を本当の意味で大事にしていない日本国家自身が、国民を裏切つてしまつたのだ。そうして国民の共同体の意識が弱まり、国家の無い国・日本が生まれたのである。

また、今の日本の精神状態を考えると、もう一つの深刻な現象についても悲しみを感じざるを得ない。それは、日本人の心の変化であり、即ち日本の最も素晴らしい遺産の喪失についてである。まさに日本人は「日本らしさ」を失いつつあるのである。日本文化の最も美しい特徴は、敗者に対する共感の心であつた。これは他の民族にはあまり見られない日本人の美德であり、日本人の優しい心の現れであつた。この美德は、神話時代から日本の文化を貫いてきたものであつた。古の日本人は、「平家物語」に心酔し、滅びた平家の公達の運命を悲しんだ。義経は負けたからこそ愛され、勝つた頼朝をあまり愛さなかつた。明治の人々は、勇敢な行為の模範として「賊軍」の白虎隊を称え、さらに「逆臣」の西郷隆盛を、その失敗の故にこそ英雄視したのである。しかし、今の日本人は、昔からのその美しい心を忘れてしまつた。日本軍の敗戦は、「平家物語」に勝る悲壮な出来事だつた。だが、今の日本人はその偉大な悲劇の美しさに感動せず、ひたすらに勝利者の論理に従い、勝利者の観点から敗者を裁く理屈つばい国民になつてしまつた。これこそ本當の敗北であり、偉大な文明の終焉である。この理屈つばい精神こそ、現在目の前に見えてきた日本の破綻の遠因である。

中世の文人は当時の世相を憂いて、「乱世久しくつづき、しかも乱極むるに至らぬのは、未だ大悪のものが現れ



御拝礼の常陸宮同妃両殿下

千鳥ヶ淵戦没者墓苑

平成20年度秋季慰霊祭

(財)千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会

ぬからである」と書いたが、今日は大悪が現れるのではないかとさえ考えられる。日本はいよいよ底をついたかもしれない。道徳を失った国家、昔から美德を失った国民は、至るべき所に至ったのではないか。しかし、大悪が現れ、乱極むるに至れば、一つの循環が終わり、新しい時代の到来を期待できるかも知れないではないか。実際、今日の日本には明るい兆しも少なくない。

い。大悪の現れは、国民意識の覚醒を促進している。従来の価値観の見直しへの動きも現れており、偏向した教育に抵抗して日本人たることの意味を追求する青年も少なくない。一時失ってしまった国の運命に対する信念を、多くの日本人が取り戻しつつある。しかも、経済的繁栄が脅かされるようになって初めて、国民的連帯感の重要性も再び感じられてきている。日本は、確か

平成20年10月21日(火)、千鳥ヶ淵

戦没者墓苑奉仕会主催の平成20年度秋季慰霊祭が、常陸宮正仁親王殿下・同妃華子殿下の御臨席を仰ぎ、澄み切った秋空のもと、菊花薫る千鳥ヶ淵墓苑において厳粛、盛大に執り行われた。

この日、掃き清められた墓苑・六角堂には、常陸宮、同妃両殿下御下賜の大花籠が飾られ、内閣総理大臣(代理)、厚生労働、環境、防衛各大臣(代理)、公明党代表(代理)を始め、御遺族・政官民代表者ら数百名の参列者がお待ちする中、定刻13時、海上自衛隊音楽隊の奏樂に迎えられて、常陸宮、同妃両殿下が御臨場、式は開始された。

参列者全員による国歌「君が代」斉唱の後、菅沼豊子氏によって献茶の儀が行われ、続いて宮下創平墓苑奉仕会会長が式辞を奏上した。

に大きな転換期に向かってい。日本は完全に復活するか、或いは完全に崩壊するかは、今のところ占いがたい。ただ、志がある多くの人々の成功を祈るだけである。これからは日本復活の道が拓かれることを、私は希望を込めて信じている。そしてもしこの道が実際に拓かれるとしたら、それは靖國神社の復権から始まる、と私は確信している。日本人は

追悼の辞

本日、常陸宮同妃両殿下の御臨席の下、千鳥ヶ淵戦没者墓苑秋季慰霊祭が挙行されるに当たり、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

先の大戦が終わりを告げてから、六十三年の歳月が過ぎ去りました。千鳥ヶ淵戦没者墓苑に眠っておられる三十五万余の方々を始め、あの奇烈を極めた戦いの中で、祖国を思い、家族を案じつつ、戦場に散り、戦禍に倒れ、あるいは戦後、遠い異郷の地で亡くなられた数多くの戦没者の方々に心から御冥福をお祈りします。そして、今なお海外に眠っておられる方々の御遺骨を一日でも早く祖国日本にお迎えすることが政府の責務

明るい将来へ向かって国民公約を再び結ぼうとするなら、必ずこの神社に立ち戻るだろう。そして必ず、軍事力とか、経済力ではなく、過去の世代から継承し、次の世代に伝えるべき意志こそが国家というものを支えるのだ、というのを再び確認するであろう。
(靖國神社社報「やすくに」平成11年4月1日号より)

であると、決意を新たにしております。

今日の日本の平和と繁栄は、戦没者の尊い犠牲と戦後の国民のたゆまぬ努力の上に築かれています。悲惨な戦争の教訓を風化させることなく次の世代に継承し、いま一度不戦の誓いを新たに、国際社会の先頭に立ち、世界の恒久平和の確立に全力を尽くしてまいります。

終わりに、戦没者御遺族の方々のお悩みに思いを致すとともに、皆様方の御平安を祈念して、追悼の言葉とします。

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

宮下会長は式辞の中で、今日我々が享受している平和で豊かな生活は、先の大戦において、若者達を始め、多くの同胞が祖国の安泰を念じて戦場に赴き、勇戦敢闘、戦陣に倒れ、戦火に散った戦没者の方々、あるいはまた、極寒、辺境の地において抑留中に一命を失った方々等の尊い犠牲の上に築かれたものであることを片時も忘れてはならないこと、今なお、国内外の戦場跡に眠る御遺骨



表題は、当協議会の参加団体である「特定非営利活動法人ジェイワイエムエイ」(英文表記「Japan Youth Memorial Association」略称「JYMA」)(旧日本青年遺骨収集団)の機関紙(月刊)の題字であるが、その第103号(平成20年10月1日発行)に、平成20年度の政府派遣戦没者遺骨収集団事業のうち、第248次ザバイカル地方派遣隊に参加した隊員達の、感動的な報告文が掲載されているので、御了承を得て転載させていただいた。

◇ ◇ ◇

の一日も早い御帰還をお待ちするとともに、戦没者の慰霊奉賛の灯火を守り、これを次の世代へと伝えるべく、努力を続けていく旨の決意を述べた。

◆第248次ザバイカル地方派遣隊

日程 平成20年8月21日～9月9日
JYMA派遣隊

隊長

野崎 史弥(拓殖大学二年) 初参加

隊員

山口 美朝(拓殖大学一年) 初参加

佐々木優子(社会人) 六回目

収集地域

ザバイカル地方ジップヘーゲン

収集柱数 二百十七柱

今、何を伝えん

第248次ザバイカル地方派遣隊
隊長(拓殖大二年) 野崎 史弥

八月二十二日、私はロシアという異国の地の大地を踏んだ。

し哀愁の気を漂わせた。

次いで、麻生内閣総理大臣の追悼の辞を、鴻池官房副長官が代読、悲惨な戦争の教訓を風化させることなく、不戦の誓いを堅持し、国際社会の一員として世界の恒久平和の確立に全力を尽くしていく旨の決意を述べた。

その後、参列者一同起立する中、常陸宮、同妃両殿下が墓前にお進みになられて深々と御拝礼、戦没者の御冥福

私にとってこの派遣が、初めての海外渡航であり、現地で見えた物、触った物、そして作業全てが忘れられない貴重な経験となった。

事前に行われた勉強会のおかげから、シベリア抑留は、他の戦史などに対して、資料が少ないと感じていた。また周知の事実であるが、シベリア抑留というまぎれもない史実は教科書には載せられていない。その理由はよく分からないが、その真実をこの目で確認するためにも、私はこの派遣への参加を決めた。

日程は大きく二つに分けることができる。それは移動と作業である。作業は焼骨式、追悼式を含めて十日。残りほとんどが移動である。この移動時間の多さからロシアという地の広大さがよく分かる。

をお祈りになられた。参列者一同も両殿下の御拝礼に合わせて拝礼を行い、その後、両殿下は、一同がお見送りする中を、御遺族等に御会釈を賜りながら御退場になられた。続いて陸海空自衛隊の各代表部隊が音楽隊と共に威容を整えて整齊と拝礼し、その後、来賓の献花、参列者の焼香と続き、式典は14時過ぎ、滞りなく終了した。

宿泊地であるヒロークから、収集地であるジップヘーゲン、ハトイへの移動は数百キロという移動で、日本では到底考え難い距離である。しかし、長い移動時間は決して退屈なものではなく、この時間を利用して、遺族の方々、抑留経験者の方々、また、現地の方々と交流することができた。

私の心の中で特に印象に残っているのは、当時の悲惨な状況を時に楽しく笑顔で、時に厳しい表情で語ってくれた抑留経験者の方々の会話である。抑留経験者のうちの一人が、「今はすごく楽しい」とおっしゃっていた。抑留について最も知られているであろう真実として、その過酷さがある。日本とは全く異なる寒暖の差の激しい気候。食料の欠乏による飢餓。厳しいノルマを課せられた重労働。十分でない衛生

状態からの様々な病氣。

平和な今の日本を生きる私には想像ですら、当時の状況を再現することができない。そんな過酷な環境を生き抜いてきたのであるから、「今は本当に楽しい」、また当時は「本当に苦勞しかなかった」ともおっしゃっていた。私はこの話を聞いた時に、非常に恥ずかしくなった。私が経験してきた苦勞というものは、何をもってして苦勞と言えたのだろうかと自問自答したためである。この先私は苦しい経験をすることがあるだろうが、その度に今回のことを思い出すだろう。そうすれば、何度でも前に進んでいける気がする。

今回の収集作業は、天候に恵まれて順調に進み、ジップヘーゲンで十六柱、ハハトイで二〇一柱の御遺骨をお迎えした。ハハトイは埋葬地が道路の下に位置しており、踏み固められた地面であったので、重機の方で作業は進んだ。ハハトイでは、多くの御遺骨が折り重なるように集団埋葬されており、収集する時には既に頭部と胴体の区別がつかず、六十三年お待たせして遂にお迎えすることができても、五体不満足となってしまうその姿には、申し訳なさと悲痛の念でいっぱいになった。

御遺骨の収集については沖繩でしか経験がなく、素人に近い私を手厚く一

から教えて下さった派遣団の皆様方には感謝しております。今後の派遣でぜひともこの経験は活かしたいと思えます。

追悼式の日は、あいにくの雨模様となったが、収集地であるハハトイ付近のカフェは私たち派遣団と現地住民で満たされた。こんなにも多くの現地住民が追悼式に参列していただけたのは、本当に嬉しかった。

今次派遣で、無事に二一七柱の御遺骨を祖国日本へとお迎えすることが出来た。だがこれは節目であり、決して終わりでない。

引渡式で非常に鮮明に記憶しているのは、献花の際の光景で、参列されていた方々は皆ご高齢で、中には足の不自由な方もいらつしやうした。私は今回の派遣で四名の遺族の方と三名の抑留経験者の方とご一緒いたしました。それはほんの一部の方々と、式典にお集まりいただいた多くの方々も異国の地に眠る御遺骨のお帰りを待つておられたという事実だ。収集に参加したいと願っても、体の自由が利かない、派遣に参加できる人数にも限りがある等の理由で参加できない方々がこんなに多いらつしやるのかと思ひ、遺骨収集派遣における皆様方のお気持ちの重さを再度認識した。

今回の派遣で、私は御遺族の方、抑留を経験された方から、生の声を聞くことが出来た。これほど貴重な機会は、当たり前のことだが、今の青年たちに平等に与えられるものではない。私はこの派遣で、見て、聞いて、体験することが出来た。体験したからには、戦争を知らない今の青年たちに、私の体験した全てのものを伝える義務がある。一人でも多くの青年にこの抑留の真実、今なお異国の地で眠る御遺骨が存在すること、何故今の日本があつて、今、私たちが存在するのかを伝えていきたい。最後になりましたが、今回の派遣にご協力していただいた多くの皆様に深くお礼を申し上げます。誰一人欠けても、この度の派遣が無事に終了することとはなかつたと思ひます。本当に有り難うございました。

英霊の方々の約束

第248次ザバイカル地方派遣隊

隊員 社会人 佐々木優子

〈英霊の方々への思い〉

六年前のロシアでの遺骨収集の最終日に私は大地に手をつき、まだ冷たい地中に取り残されている日本人の方々に語りかけました。「必ずまたお迎え

に参ります。そして皆様のお体を祖国日本にお連れいたします」と固く約束しました。

ロシアの遺骨収集に特別な思い入れを持ったのは、ミャンマー遺骨収集の引渡式で、御遺族の方に「戦争の犠牲者は戦場で亡くなった人ばかりではないんだよ。是非ソ連抑留のことも知って欲しい」と言われたからです。すぐに勉強すると深い悲しみで心が溢れました。酷寒の中での過酷な強制労働、栄養失調や衰弱により多くの方々が亡くなったという事実に涙しました。もし出来ることならその当時に行き、山の暖かい食事や毛布を五七万人の方々にお持ちしたいと思ひましたが、現実には出来ません。私に今出来ることは、ロシアに行つて御遺骨をお迎えさせて頂くことだと思ひ、沿海州での遺骨収集に参加しました。そこでのことは一生忘れられません。冷たい土の奥から御遺骨をお迎え出来た時のことや「また必ずお迎えに参ります」と英霊の皆様と約束した時のことを。この度やつとその約束を果たす機会を頂きました。ことを感謝しております。

へソ連抑留

「遺烈」を読んでいる若い皆さんにもソ連抑留について知って欲しいと思ひ、お話を致します。

今から六〇年以上前、日本はアメリカ等と戦争をしました。そして開戦から三年八月後に日本は降伏しました。降伏の数日前にソ連は日本との間で交わした中立条約を破棄して侵攻を開始。そしてソ連は多くの日本人をソ連領内に連れて行って、マイナス三〇〇〜六〇〇度にもなる酷寒の中で森林伐採等の大変辛い作業をさせました。そして五万五千人もの日本人が飢えや衰弱、作業中の事故で亡くなりました。その亡骸はきちんと葬られることもなく大きな穴の中に次々に投げこまれていきました。そして未だ多くの日本人の御遺骨がロシアの地に残されたままになっていのです。

〈遺骨収集〉

今回の派遣では二一七人の方々の御遺骨をお迎えすることが出来ました。御遺骨をお迎えする度に強心が痛みました。冷たい土の中で裸のまま眠っていた御遺骨、まだ若かったのでしょう、親知らずが生えている途中でした。八人の方々が折り重なって眠っていたお墓もありました。酷寒の中、固まった土では一つの穴を掘るのでも精一杯だったと聞きました。仲間の日本人にとってもどれだけ辛い思いで同胞のお墓を掘り、亡骸を埋葬していったのでしょうか。私は遺骨収集の間中ずっと、

英霊に話しかけていました。「長い間お迎え出来なくてごめんさい。一緒に日本に帰りましょう」と。英霊の方々の心に深く届くように丁寧に暖かく語りかけました。御遺族の方々を始めとする日本人の思いを届けました。「この気持ちはどうか伝わりますように。英霊の皆様は計り知れない苦しみで癒されますように」と。

そして最後の日に、六年前と同じように土に手をつけて、ロシアに眠る全ての方々に「また必ずお迎えに上がります」と約束しました。

〈若い皆さんへ〉

私には願いがありません。それは若い子供達がこの「約束」を受け継いでくれることです。六〇年以上前の戦争で皆のお祖父さん達が日本を守るために色々な国で色々な外国と戦いました。そして銃で撃たれ、或いは爆撃で、また海に沈んで亡くなりました。飢えや病気で亡くなった方も沢山います。そしてロシアのように何年間も抑留されて亡くなった方々もいます。日本や家族を守るため、これから生まれてくる孫達を守るために自分の命と引き替えに日本を守ってくれたのです。このことをどうか知って欲しいのです。そしていつか御遺骨を皆の若い手で暗く冷たい土の中から暖かい太陽の

下に迎えて欲しいのです。孫の世代の皆が来てくれたらお祖父さん達はどんなに嬉しいでしょう。これが今の私の心からの願いです。

末筆ですが、今回お世話になりました関係者の皆様へ心からの感謝を申し上げます。有り難うございました。今後も遺骨収集に力を注いで参ります。

「今、すべきこと」

第248次ザバイカル地方派遣隊
隊員（拓殖大一年） 山口 美朝

大学の先輩の紹介で遺骨収集という事業の存在を知った私は、すぐさま参加することを決めた。というのも、この派遣は必ずや自分を大きく成長させてくれるだろうという確信があったから、参加への決心が揺らぐ事はなかった。

ソ連抑留について私は何も知らなかった。テレビや舞台などで聞く「シベリア抑留」という単語の本当の重みを知ることなく十八年間を生きてきた。抑留中の作業のこと、現地の環境のこと、食べるものがなかったこと、周りの戦友が亡くなっていったことなど、その場にいなければ伝えることができないお話を勉強会で抑留体験者の方々に聞くにつれて、自分がこんなにも

重く悲しい歴史を知らぬまま、この平和な世の中を生きてきたのか、表しようのない感情が湧き上がってきた。

では、今を生きる私たちが若者ができることは何か。少なくとも今回、派遣団に参加する自分にできることは、一柱でも多くの御英霊を日本にお迎えし、そしてソ連抑留という事実を自分自身が目で見ること。今自分にできる精一杯のことを頑張ろうと決意した。

結団式の後、現地の埋葬地であるザバイカル地方に到着するまで、派遣団に参加している遺族会の方々と抑留経験者の方々と多くの話をした。御遺族の方々のお話や抑留中の真の体験談は、今はこの方々しか口承することができないし、それを聞いた私たちが若者は更に後世にこの事実を伝える義務がある。私はそう思い、話していただいた内容の一つ一つを心に刻み込んだ。

最初の埋葬地、ジップヘーゲンでの作業が始まって、私は生まれて初めて御遺骨を手にとった。恐れなどは全く感じず、やつとお迎えすることができたという感情だけが心の中にあつた。次の埋葬地であるハハトイは午前中の気温が十度ほどまでしか上がらず、午後になって急に気温が上がる。その気温の変化は派遣団全員の体力を奪った。埋葬図が指し示しているのは村の

入口に位置する道路の下であったため、重機で固い地面を掘り起こしていった。最初に手をつけた箇所が集団埋葬だったため、九柱もの御遺骨が掘り進めるにつれ折り重なる形で次々と姿を見せた。しかも湿地帯に囲まれたジップヘーゲンとは違い、乾燥した土地であるため、御遺骨の状態も良かった。

ソロモン諸島国からの便り

(絵葉書)

JYMAソロモン諸島派遣隊
拓殖大学四年 渡部 寛子
社会人 中村 さよ
東洋大学一年 有田 敦

拝啓 皆様お元気ですか。私たちは赤道を越えてソロモン諸島国にやってきました。

この地は珊瑚礁と木の根に覆われているため、土を掘り返す作業にはとても苦戦していますが、先輩方の指示を

気候の違いや慣れない生活リズムにも負けず、派遣団は一九となって作業に取り組んだ。その結果、今回ザバイカル地方では、二百十七柱の御遺骨をお迎えすることができた。初めての遺骨収集だったので実感はなかったが、二百十七柱という数が多い方であると知ったときは、溜っていた疲れも忘れ

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

御しながら作業を進めています。今次派遣で、受領を含めて146柱の御遺骨をお迎えしました。

また、何時か皆様にお会いできる日を楽しみにしております。

まずは右御報告まで。 敬具

平成20年10月6日

JYMA (旧日本青年遺骨収集団)

ソロモン諸島派遣隊

渡部 寛子
中村 さよ
有田 敦

(財)大東亜戦争全戦没者

慰霊団体協議会 御中

特攻殉国の碑保存会

会長益田善雄氏の

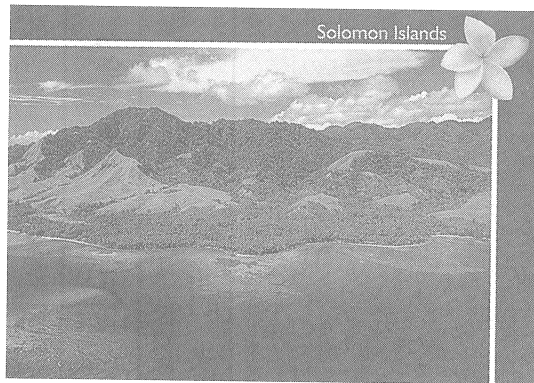
御逝去を悼む

同会事務局長 西村 金造

「特攻殉国の碑」(長崎県川棚町新谷郷所在)保存会会長益田善雄氏が、平成20年8月8日、御永眠なされました。享年83歳でした。8月12日に、葬儀・告別式が、地元横須賀市内の葬祭場において、御家族(喪主益田慶子夫

てしまうほど嬉しかった。遺族の方と抑留経験者のご配慮のお陰で私は何柱もの御遺骨をこの手で迎えさせていただくことができた。この経験は一生忘れることのない貴重な経験となるだろう。そして私は、今回の派遣に参加したことで、ソ連抑留という事実を周りの人や後進に伝える義務ができた。

私は私自身と、これからの日本のために力を尽くすつもりだ。最後になりましたが、派遣団の皆様、本当にお世話になりました。語り尽くせないほど内容が濃かったあの二十日間、最高の思い出となって、これからの私を後押ししてくれることでしょう。ありがとうございました。



ソロモン諸島国 ガタルカナル島の海岸



第251次ソロモン派遣 懸命に掘り出す

人、施主御長男益田孝彦氏)・親戚・縁者・関係者等多数相集い、仏式によりしめやかに執り行われました。私も他の海軍出身者と共に出席させていた

ます。

だき、心より別れを惜しみました。会長の御法名は、「釋慧海」居士であり

故益田会長は、大正14年、福岡市生まれ、旧制佐賀中学校を経て海軍兵学校に入学(73期)され、昭和19年卒業後は駆逐艦「わかば」乗組みを経て、昭和19年12月、川棚魚雷艇訓練所に着



任、第103震洋隊部隊長となられ、昭和20年2月海南島榆林港・新村基地配備、他の2個部隊と共に海南島付近の防備に当たったが、出撃の下令なきまま、同地で終戦を迎えられた。

戦後、昭和26年陸上自衛隊に入隊、昭和35年海上自衛隊に転官、主として防衛庁技術本部に勤務、昭和50年に退官された(一等海佐)。その後、海洋科学技術センター研究主幹として活躍され、東太平洋海底のマンガン鉍採掘を進めたり、波力発電装置「海明」の研究に従事されるなど国際的に注目された研究者であられた。

昭和51年には、波力発電の研究の功績により紫綬褒章を受章され、著書に

は「日本波力発電」、「還らざる特攻艦」等があり、また、訳書にはリチャード・オネール著『SUICIDE SQUARES 特別攻撃隊』があります。

故益田会長は、上記略歴が示すとおり、温厚で研究家肌の方でありました。部隊長としては、部下への思い遣りの深い優しい指揮官であられた(私と同期の益田部隊艇隊長の話)。

慶子夫人との間に一男二女をもうけられ、子女の教育・躾には、優しい反面厳しかったと、御長男孝彦氏の真面目なお人柄からも、躾の厳正さが窺われました。会長は常に研究家肌であり、真面目で自己に厳しい方でしたが、家庭では優しい面も多かったようで、奥様の慶子夫人を評して「立派な母親だし、歌人でもあり、私にも良く尽くしてくれるし」と、おのろけ混じりに自慢されることが度々であった。83歳の御生涯は、御家族の皆様にとってはもちろん、私たちにとっても短すぎる人生であり、惜しい方を失いました。

故益田会長の「特攻殉国の碑」保存会活動は、昭和40年、殉国の碑の建立計画から始まりました。その頃、航空・水中・水上特攻隊の慰霊碑建立の議が同時に起こり、会長は、いち早く(防衛庁技官勤務中)川棚関係者、団体へ

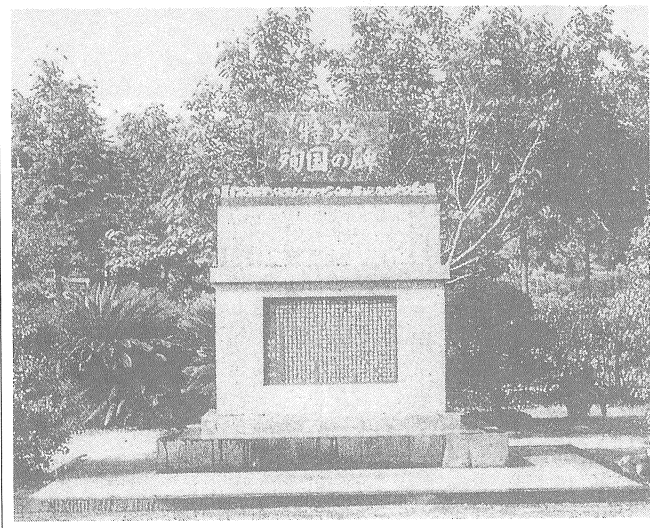
の連絡の労をとられ、その具体化に力を尽くされました。その結果、航空・水中特攻隊より早く、昭和42年5月27日に、建立除幕式並びに第1回の慰霊祭を行い、第1回特攻殉国の碑保存会会報を発行することができました。この間、復員局へ日参して、安里芳雄分隊長(第63震洋隊部隊長・海兵70期)等と共に、戦死者の名簿収集・確認に努め、また、建立費用の調達にも腐心されました。初期の会報の出版には、福岡義雄氏(川棚魚雷艇訓練所副官・海軍少佐・海兵62期、水明社印刷所社長)と共に努力してくださいました。

平成12年、山田恭二会長(海軍予備学生3期・第62震洋隊部隊長)の逝去後、第6代会長に御就任、8年4カ月の長きにわたり、会長として保存会のために尽くされました。本当に御苦勞様でした。心より感謝申し上げます。

告別式の折、御遺族を代表して、御長男の孝彦氏が、次のように御挨拶をされました(要旨)。「父は海を生き甲斐とし、海洋国である日本の未来のために、生涯海と取り組んで、その生命を終わりました。

た。厳しい父であり、研究者であり、良き師であり、私達の誇りであります。父の生前に賜りました海軍、職場、研究所の皆様様の御厚情に深く感謝し、遺族一同、父の意志を継承したいと思っておりますので、今後とも変わらぬ御指導、御交誼を賜りたく、お願い申し上げます。」

最後に、遺された慶子夫人始め御遺族の皆様は今後に、神の御加護がありますよう心からお祈り申し上げます。



図書紹介

三笠宮崇仁親王殿下の御著
『わが歴史研究の七十年』
旧約聖書やオリエント史研
究に没頭した70年の軌跡

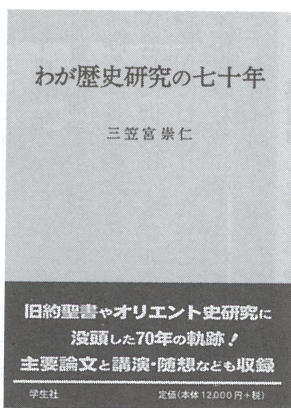


当協議会の名誉総裁三笠宮崇仁親王殿下の御著『わが歴史研究の七十年』が昨年7月、「学生社」から刊行された。殿下は古代オリエント史等の歴史研究者として夙に高名であられるが、昨年12月2日に満93歳の誕生日を迎えられ、御高齢にもかかわらずいよいよ御壮健、御公務の傍ら歴史研究に益々意欲的に取り組んでおられる。

本書は、殿下の卒寿記念とも言えるもので、1939年に歴史研究を始められて以来、軍人として（昭和11年6月陸士卒第48期、同年10月陸軍騎兵少尉、昭和16年12月陸大卒、18年1月支那派遣軍総司令部参謀、同年8月陸軍少佐、19年1月大本営陸軍参謀、同年

9月陸軍機甲本部付、20年6月航空総軍参謀、12月予備役）、また、皇族としての公務の傍ら、戦後は本格的に旧約聖書や古代キリスト教、オリエント史の研究に励まれ（昭和22年4月東京帝国大学文学部研究生、25年3月東京大学文学部研究生修了、西洋史学、古代オリエント史等について、東京女子大学、青山学院大学の講師を長く務められたほか、北海道大学、天理大学、静岡大学などで集中講義も行われ、また、ロンドン大学東洋研究学院で研究に御従事、コロンボ大学、ランカスター大学、アンカラ大学、ソフィア大学、チャナツカレ大学から名誉学位を授与され、『帝王と墓と民衆』、『古代オリエント史と私』、『ここに歴史はじまる』、『古代エジプトの神々』、『文明のあけぼ

本書を出版された。本文496頁、カラー口絵4頁に及ぶ大作で、「オリエントの宮様」として世界的に知られる殿下の名著である。旧約聖書・古代キリスト教・オリエント史に関心のある人から歴史愛好家までを対象とした注目の大作である。



＜本書の主な内容＞

サクラと日本人／新嘗祭随想／古代オリエント史随想／日本における古代オリエント文明研究史／現代の宗教と古代の宗教／死海文書／「聖対称図像」の展開と返形／パベルの塔／ジグザグの話／古代オリエント思想研究ノート／旧約研究ノート／創世記におけるアブラ（ハ）ムの人物像／ヒブル（ヘブライ）史研究の二つの方向／イスラエル英雄時代の一考察／ダウイドとイブリー／ダウイド王権の形成過程とその性格／キッティーム論考／日本オリエント学会の創立と二十年の歩み／

「座談会」『オリエント』をふりかえって／古代オリエント史入門者への提言十カ条／ほか
発行所 学生社
〒123-0864
東京都足立区鹿浜3-27-14
TEL 03-3857-3031
FAX 03-3857-3037
定価（本体1200円＋税）
◇ ◇ ◇
（参考掲示）
三笠宮崇仁親王殿下著『文明のあけぼの—古代オリエントの世界』発行所 集英社
〒101-8050
東京都千代田区一ツ橋2-5-10
「オリエントの宮様」として世界的に知られる著者の名著を、最新の研究成果をもとに全面改稿！天地創造の『旧約聖書』の世界から始まり、最古の都市文明が誕生した「古代メソポタミア」ピラミッドの国「古代エジプト」の王と庶民の生活、その後の「民族大移動」、「ソロモンの栄華」、「バビロニア王国」の誕生と崩壊、「ペルシア帝国」の勃興と衰退、「アレクサンドロス」の遠征」と「ヘレニズムの世界」まで、ダイナミックな古代文明の魅力と謎を、わかりやすい文章と450点余に及ぶ図版・写真で、解き明かします。

◆ ◆ ◆
学士会会報2002—Ⅲ No.836

いわゆる「古代オリエント美術」に対する一考察

みかさのみや 二笠宮 崇仁親王
たかひとしのろう 崇仁親王

筆者も数年前、神田錦町の学士会館（旧九帝国大学・新七国立大学卒業生の親睦・研鑽のための社団法人学士会の会館）における昼食会で、殿下の御講演を拝聴したことがあるが、表題はその時の題名である。

古代オリエント学者として夙に有名な殿下の御講演とあって数百名の会員で満席の盛況であった。当時殿下は、中近東文化センター総裁・東京芸術大学客員教授として紹介されたが、並み居る錚々たる各界名士、学者等を交えた会員を前に、人類最古の文明であるメソポタミア文明を中心に古代史観察の要訣を説かれ、豊富な画像を駆使して、素晴らしい古代オリエント美術の数々を分かりやすく解説された。そして殿下は、これらの彫刻を中心とした古代美術を単なる美術として観察するのではなく、これらの彫刻に隠されている重大な宗教的・政治的意義をも読み取らなければ真の研究とは言えない

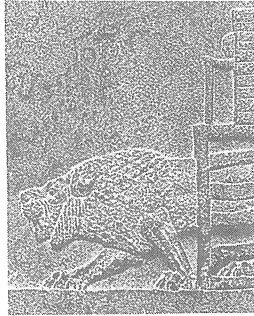
こと、これらを「古代美術」で終わらせることなく、「古代文化」として取り上げて、研究しなければならぬ、物事を観察する際、表面に惑わされずに、深奥まで見届けるように、また、「古代美術」という言葉が独り歩きしないようにお願いしたい、と強調された。歴史学者としての真摯なお考えと拝察し、強い感銘を受けた。

その際に紹介された古代オリエント彫刻の二、三を次に掲げさせていた。
（飯田正能記）



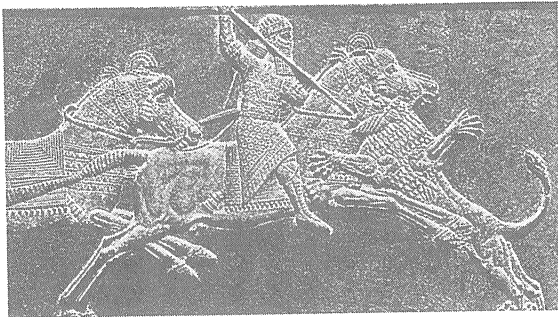
第七図 ニムルド ニヌルタ神殿出土
《アンズーを追うニヌルタ神》（浮き彫り）
（前875—860年頃）

第九図（右）ニネヴェ出土
《檻から出る獅子》
（前7世紀）大英博物館



第十図（中）ニネヴェ出土
《アッシュルバニパル王の狩獵》
（前7世紀）大英博物館

第十一図（下）ニネヴェ出土
《灌漑を行うアッシュルバニパル王》
（前7世紀）大英博物館



第八図 ハルマ出土

《神殿の守護の獅子》
（前2000年紀初め）

バグダード博物館



事務局からの報告

○内閣官房長官に「要望書」提出

当協議会は、太平洋戦争戦没者慰霊協会、千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会、特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会、日本遺族会の各財団法人との連名で、昨年11月19日、河村建夫官房長官に対し、「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」を、新公益事業体系の一項として法令等に明示するよう、「要望書」を提出しました。

平成20年12月1日に施行された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）等に基づき、従来の公益法人は、新制度に基づく認定（認可）を受けて、新たな一般法人又は公益法人に移行することが求められており、当協議会においても鋭意認定（認可）申請のための準備を進めております。

ところが、新法令体系の中では、公益事業としての「戦没者慰霊事業」については、片言すら言及されておられません。公益目的事業の定義として列挙された認定法第二条別表第一号ないし第二十二号の中でも「戦没者慰霊事業」については全く触れられておりません。

本来、国のために生命を懸けて尽くされた戦没者の慰霊顕彰は、国家の重要な義務でありますが、戦後我が国には、戦没者慰霊に専従する国の機関も組織もないままに、戦没者慰霊に関わる事業・活動は、私ども民間の戦没者慰霊諸団体に委ねられてきた経緯があります。今回の新公益法人制度移行に関わる法令体系において、「戦没者慰霊」が全く考慮の外に置かれている状態を憂慮するものであります。

ここにおいて、戦没者慰霊に関する国の姿勢を正し、国民の意識を啓発するためにも、「戦没者の慰霊顕彰を目的とする事業」が公益事業体系の一項として、法令等において新たに明示されるよう、戦没者慰霊諸団体が一丸となって「要望書」を提出したものであります。（要望書の内容は別掲）

○平成20年度「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」在宅参拝者（玉串料奉納者）及び寄附者名簿の追加について

当協議会会報「慰霊」第11号掲載の「平成20年度合同慰霊祭在宅参拝者（玉串料奉納者）名簿」及び「同寄附者名簿」に脱漏がありました。お詫び申し上げます。追加分を掲載させていただきます（敬称略・あいいうえお順）。

◇平成20年度合同慰霊祭在宅参拝者（玉串料奉納者）名簿（追加分）
森谷 潔

◇平成20年度合同慰霊祭寄附者名簿（追加分）

- 菊地 正一 館 勇
- 寅井 徳郎 本城 正八郎
- 三好 清子 山岸 泰治
- 吉川 俊治

新入会員等紹介（敬称略） （9月1日～11月30日）

【正会員】

- 埼玉偕行会（会長 茂利 進）
- 群馬偕行会（会長 林 祐博）
- 全国海洋戦没者伊良湖岬慰霊碑奉賛会（会長 神藤 光雄）
- 近畿偕行会（会長 野上 五夫）
- 【賛助会員】（あいいうえお順）
- 西本 順彦 藤澤 清次
- 山口 春治

◇団体

- 全国近歩一会
- ◇個人（あいいうえお順）
- 荒井 富次雄 小沼 愛
- 坂口 基 富田 稔
- 永井 勝一 林 岩男
- 原田 初 日比野 哲丈

古嶋 福治 松尾 健章
萬 敏夫

当協議会会員ご入会のご案内

当協議会におきましては、慰霊事業の永続をはかるため、なるべく多くの方々の会員ご加入を待ちしております。

皆様のご協力をお願い致します。

会員の区分と年会費は次のとおりです。

- 一 賛助会員
（本会の趣旨に賛同する個人）
年会費 三〇〇〇円
- 二 賛助特別会員
（特別ご芳志の賛助会員）
年会費 五〇〇〇円
- 三 正会員
（本会の趣旨に賛同する慰霊目的の法人）
年会費 一〇〇〇〇円
- 四 特別会員
（本会の趣旨に賛同する法人・団体）
年会費 五〇〇〇〇円